

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	2-3
許認可等の種類	難病指定医・協力難病指定医の指定			
根拠法令条例等・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条			
許認可等の概要	指定難病の患者等が支給認定を受けるために提出が必要な診断書を記載できる指定医の申請に基づく指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条 都道府県知事は、法第六条第一項の規定により、診断又は治療に5年以上(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。)従事した経験を有する医師であつて次の各号に掲げる区分のいずれかに該当するものを、その申請に基づき、当該区分に応じ、当該各号に掲げる指定医として指定するものとする。</p> <p>一 難病指定医次のいずれかに該当する者であつて、かつ、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの</p> <p>イ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有すること。</p> <p>ロ 都道府県知事が行う研修を修了していること。</p> <p>二 協力難病指定医都道府県知事が行う研修を修了している者であつて、かつ、診断書(支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものに限る。)を作成するのに必要な知識と技能を有すると認められるもの</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第20条第2項又は第3項の規定により前項の規定による指定医の指定(以下「指定医の指定」という。)を取り消された後5年を経過していない者その他指定医として著しく不相当と認められる者については、指定医の指定をしないことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	—			